

博士論文 概要書

題 目

『ロールズ 誤解された政治哲学

公共の理性をめざして 』

Rawls : misunderstood political philosophy toward public reason

堀 巖雄

1 論文の目的

ロールズは1971年『正義論』(A Theory of Justice)出版により倫理学や政治学界にパラダイム転換を引き起こし、以降それら学界の中で座標軸として機能してきたと言われる。パラダイム転換とは、メタ倫理学から規範倫理学への移行や、当時下火となっていた政治思想研究の復権等がその内容である。座標軸とは、そこからの距離でもって自らの立ち位置を確認する対象である。そのためロールズ自身について研究することにより、学問の革新の過程を観察することができ、現代倫理学や政治思想研究において必須の前提を確認することも期待できる。

その新パラダイム下にある先行研究を調べると、奇妙な事実に気付いてくる。「座標軸」という形容が事態の一端を示している。そこから距離をとる対象であるということは、大なり小なりそれを否定しているということでもあるが、その寄って集って指弾される誤りの数々が、そもそもの著作の意義を疑わせるような類のものなのである。更に、それら批判とオリジナルテキストの対応関係も極めて怪しいことにも気付く。例えば、時空を超越した道徳原理を提出しようとして失敗し、道徳が社会相対的である事実に60歳を過ぎてから気付いたらしい。経済学を模したモデルなどどこにも存在しない。研究者が有難がる「反省的均衡」など、極めて軽く扱われているに過ぎない。多くの者がこだわる「基礎付け/非基礎付け」という言葉など、ロールズの口からはほとんど語られていない。原理の正当化根拠として重視される「マクシミン・ルール」は、「ヒューリスティック」という怪しい位置づけで、ロールズによると正当化根拠として重要でないらしい。更に不可解なのは、先行研究において重視される箇所が書物のオープニング部分に集中し、結論部はほとんど扱われない点である。難解な書物はまず結論部から読む、というのは読書術の一つであるが、ロールズに関しては誰もそうしないらしい。

著者がオリジナルを読み解くにあたり重視した視点は、「どういう文脈において議論しているか」を正確に把握することである。歴史的再構成とか文脈主義的読解などと言われることもあるが、書物の内容を把握しようとする時、普通になされねばならない思考プロセスでもある。ここに改めて強調せねばならない理由は、先行研究における「パラダイム」という発想にある。ロールズは新パラダイムの嚆矢と位置付けられているが、オリジナルテキストに向き合う際は、そのことを一度意識的に忘れる必要がある。そのことで歴史的な文脈から切り離して読まれることが常態化しているからである。しばしば口にされる「ロールズ以降」という発想は、ロールズ本人のテキストに向き合う際は、むしろ理解の妨げになると考えられる。

2 論文の構成

第一部は博士論文「倫理的知識の基盤に関する研究：性格の道徳的価値に関する判断への言及による考察」の検討を行う。

ロールズ博士論文は三部構成である。第一部では倫理学諸説の批判に続いて、理想的議論における規約やその思考プロセスの提示が行われる。第二部では、視点を変更し、模範的な議論の実例が提示される。第三部では、第二部の実例を踏まえつつ、議論の成功やその合理性が、想定される諸反論を相手取って論証される。

一本の論文に対して、これだけのウエイトを与えることは、過大評価だと考える人もいるであろう。しかし、以下の点を踏まえるなら、決して不当ではない。

第一に、ロールズは有名な理論家の中では寡作の部類に入る。そして、残した論文の大半は、『正義論』『政治的リベラリズム』に収められている。彼の業績は、その二著を除くと、僅かしか残らない。これに対し博士論文は200頁を超える分量に加え、詳細な注釈と文献リストも擁し、単純に量的側面から言って重要な研究対象である。

第二に、博士論文は、巻末文献リストを一瞥すれば明らかだが、内容的に見て『正義論』以降の議論と大きく隔たった文脈で話を展開している。議論の対象としては、論理実証主義者達やK・ポパー等科学哲学者たちの文献が目立つ。また作成時期からして当然だが、総じて19世紀末から20世紀初頭の文脈に立っている。『正義論』以降と立っている文脈が大きく異なるがゆえに、彼の理論の射程を測ったり、意外な側面を観察できるのではないかと、という期待が持てる。

端的に言ってしまえば博士論文は、今日における「議論の理論」である。知識の成立を複数人の間の議論によるものと捉え、その収束の条件を明らかにしようとするものである。

2章では、ロールズ博士論文の第一部を扱う。まずは20世紀前半の倫理学諸潮流を叩き台に、ロールズの立ち位置が明らかにされる。ロールズが問題視する倫理学の潮流は、「権威主義」と「懐疑論」に要約される。特に重視されるのは「権威主義」である。それは、議論の「終点」の探求を課題とする諸学説であり、伝統的倫理学説の大半が結局はこのカテゴリーに入る。神の権威を語る神学説はその素朴なもので、ある種の人間能力（理性や感覚）に権威を認めるものから、巧妙なものとしては自明の原理を列挙する直覚主義まで、様々なバリエーションがある。ロールズはその各々を反証してゆく。それに対してロールズが打ち出す「議論の理論」の立場においては、道徳知識は常に理由付けの下で暫定的に共有されるもので、究極や最終は無く、改良や廃棄の可能性は常に存在する。

ロールズが問題視する「懐疑論」とは、道徳判断が実は道徳的でない動機に由来していたり、置かれた社会環境により偶発するもので、共有されるべき原理など存在しないことを説く学説である。心理学や社会学的な見地からの事実の説明として提出される学説である。対するロールズの見解は、それらが儼然たる事実の説明として誤っている、と言うのではなく、事実の説明は別の方針によることも可能であり、従うべき道徳原理の存在を前提とする説明も、理論家はその気になりさえすれば可能である、というものである。

さて、対案として提出される議論プロセスは、複数人の間における行為の相互調整の下で知識が確立されるとみるもので、そこにはモデルが存在する。実は司法の議論がそれである。

3章では、ロールズが説く理論形成の過程を説明する。彼の議論は当時の科学哲学や論理学から説明道具を借用している。彼の説くプロセスは、大きく「ヒューリスティック」、「解明」、「正当化」から成る。これは当時の帰納法（帰納論理）研究で用いられていた区別からの借用である。帰納法研究においても、コンセンサスを目指した正当化作業を知識確立の要件と捉えているのだが、理論の表現方法の選択や、理論の案出が、正当化それ自体から区別されてきたところから、こうした区分が成立した。

「解明」とは、帰納法研究においては、用語や表現方法の選択のことを言う。数学によるモデルの表現は、その典型である。道徳においては、日常言語の範囲を出ないが、一般人が日常的に下す曖昧な判断に対し、共有可能で明晰な用語を用いて、原理としての表現を与える作業を言う。解明の対象となる判断には、選択の基準があり、「道理的人物の合理的判断」と称される。それは英米法学において、判例の適切さや、行為主体の健全さを表現してきた概念であり、ロールズの独自用語ではない。「道理的人物の合理的判断」に解明を施すことは、単なるトートロジーでは、という批判

もあるが、適切な「解明」は技巧を要し、経験的に成否が検討される、というのがロールズの反論である。

「正当化」は、帰納法における中心的な問題である。ロールズは、形式的正当化（上位原理が既知）、実質的正当化（心理学・社会学的議論も動員し、原理が社会において果たす機能を明らかにする）、直覚的正当化（正当化の終点、道理的人物なら受け入れるだろうと言う他無い地点）の三つを区別する。そして、上位原理が既知の場合と、正当化の続行をあきらめている直覚的正当化は理論家の専ら引き受けるべき仕事ではないとし、実質的正当化の意義を説く。

4章は、博士論文第二部に該当し、「解明」と「正当化」の実例である。この章は、博士論文該当箇所の素朴なダイジェストである。正当化対象である原理の内容は、人格の良し悪しに関する判断基準であり、刑法学や宗教から採られたものである。各々について、社会において如何に機能しているのかを明らかにし、正当化となしている。

5章は、正当化の後のコンセンサスの存在を、意見の混沌があるにすぎないという反論から弁護する議論である。原理へのコンセンサスの存在と、より具体的な判断の次元における対立意見の力オスが、実は整合的に並存しうる現象である、ということを描き出している。後年の『政治的リベリズム』における「重なり合うコンセンサス」を髣髴とさせる議論である。

6章は、論文「倫理的決定手続きの概要」に関して論じる。これは公刊された論文としては最初のもので、実は博士論文のダイジェストである。「決定手続き」という新しい表現があてがわれた理由は何か、その用語の論理学におけるルーツに言及しつつ明らかにする。倫理学における決定手続きとは、ある判断と「道理的人物の合理的判断」の対応関係が、アルゴリズムの如く機械的かつ正確に特定できる、ということを描き出せる表現であり、それが「トートロジーにすぎない」という批判を逆手に取ったものなのである。

第二部は最大の問題作『正義論』(*A Theory of Justice*) を取り上げる。

8章は、「方法論」として名高い「反省的均衡」が実際は何であるのかを明らかにする。この概念については、「方法論」なる曖昧な位置付けの下、含蓄がありすぎる拡大解釈が林立してきた。哲学者は、それを「基礎付け説/整合説」の枠組みの中で位置づけることに躍起になっている。「帰納+演繹」の新手の論理、と解するいかげんしい解釈まで流通している。本人の言説に従うと、その意味するものは伝統用語における「弁証法」に近い。究極的には停止することのない知識正当化プロセスを、心理学的用語で表現したもので、新手の方法論などではないし、それ自体論理でもない。

9章は語用論の視点に関して論じる。『正義論』の議論が言語哲学上のそうした視点の上に成り立っている、ということを描き出す。ロールズは、言語哲学や分析哲学の影響を受けていると言われるが、何がその影響であるのか、先行研究では「基礎付け説/整合説」の論点以外には具体的に語られてこなかった。『正義論』の第62章「意味に関する覚書」がその問題にしたい箇所である。実は博士論文にも同様のタイトルの章が在り、問題意識の継続性がみられる。そこでの議論を要約すると、ロールズは言説の意味に関して、「発話内効力」の次元で捉えているという。それは、発話者の置かれた行為文脈において言説の意味を捉えようとする立場である。C・モリスを始めとする当時の記号学において、記号同士の間を扱う統語論、記号と表現対象の間を扱う意味論、記号と表現対象と発話者の間を扱う語用論が区別されていた。「発話内効力」とは、この第三の視点において捉えた言説の意味のことである。

語用論の黎明期に位置する『正義論』においては、発話内効力を認めつつ、それが道徳懐疑論に繋がらないよう、警戒を發している。そのことの意味を理解するには、当時の言語哲学と倫理学の

特別な関係を把握せねばならない。情緒の表現にすぎない倫理的言明は共通理解が可能な意味を持たない、という論理実証主義者の強弁に対抗し、自然科学言語とは異なる様式にて意味をもつ、という反論を唱え始めたのが日常言語学派における語用論研究の一つの発端であった。ロールズも論理実証主義者の道徳懐疑論に対し『正義論』において警戒心を表現している。因みに、日常言語学派の語用論研究を引き継いだのは、哲学者でなく言語学者たちであった。哲学科所属のロールズは以後その流れを追跡してはいない。しかし、『政治的リベラリズム』において力強い表現を獲得した歴史文脈主義が、コミュニタリアンに由来するものでないことは確かである。

10章は社会契約論に関して論じる。『正義論』が社会契約論の現代版であることはロールズが自称するところであるが、どういう意味においてそうなのかに関しては、決して自明ではない。本論文では、ロールズ本人の記述と共に、それが功利主義への対案である事実にも着目する。社会契約論の意義の一点目は、「人格」の問題に関連する。思想史上の社会契約は、統治者/被治者の統治契約ではなく、対等な市民間の結合契約のことである。『正義論』では、結合契約による社会の創出という筋書きは採用されないが、功利主義が統治者の視点を暗黙の内に前提にしているのに対し、対等な市民間における関係を諸制度の基底におくことを説いている。この点で社会契約の人格間関係と親和的である。意義の二点目は、市民間関係の具体的あり方である。それは古典的功利主義の利他主義に対し、互恵的な利益の配分を含意するという。この発想は、英米法における契約概念（バーゲニング理論）を踏まえると、理解可能である。

11章は、「二元比較」という『正義論』全体のロジックとその意味するところを明らかにする。『正義論』は、功利主義と「公正としての正義」の比較により成り立っている。この素朴な事実を踏まえないことは、おそらく最大の誤解の源である。比較候補である「公正としての正義」の二原理は、当然比較に先だって最初から提示されるのであり、でないと比較は始められない。他の前提からスタートし、結論において忽然と原理が演繹される、という筋書きは誤解である。比較による正当化は、J・S・ミルの帰納法のカノンで言うなら、「差異法」に相当する。功利主義と「公正としての正義」の間に強いて差異を見出し、その差異が後者の優越を意味するとき、正当化となる。正当化のあり方としてみた場合、それはせいぜい功利主義に勝っただけの全く限定的なもので、比較相手や比較の基準が異なれば、また勝つ保証は無いと言える。また『正義論』において差異化の根拠が微細な点に及ぶことは、功利主義が比較相手として有力な証であり、困難な比較に挑戦していることは、それだけ理論の意義が高いといえる。

12章は、「善とは何か」をめぐる繰り広げられた20世紀初頭のメタ倫理学に対し、ロールズがいかなるスタンスをとっているのか、確認するものである。ロールズが批判するメタ倫理学の二潮流は、自然主義と直覚主義である。広義の自然主義は、道徳が事実によって正当化できる対象だと捉える立場である。狭義のそれは、さらに歩を進め、非道徳的事実のみによって道徳が正当化されるべし、と考える立場である。ロールズは、この狭義のものに対しては、その可能性を明確に否定している。しかし広義のものについては、当然のごとく受容している。直覚主義は、自然主義を相手取り、道徳が事実によって正当化されることを否定し、自明であることを説く。既に見たように、この立場はロールズにとって全く受け入れ不可能なものである。『正義論』は、正当化の終点ではなく、単なる一通過点を提示したものである。

13章では、功利主義との比較の各論点を整理する。ロールズの主張は、功利主義者がその古典的テキストにおいて悪事を正当化している、というものではない。第一の論点は、心理学的なものであり、古典的功利主義の「共感」や「普遍的慈善」に、「公正としての正義」の「互恵」を対置する。

前者が悪いのではなく、むしろ善過ぎるのだが、正義なる配分原理が要請されるような、相互に利己的で対立的な状況下に置かれた人格間において、安定的に存続しうる動機付けでない点が問題である。第二の論点は、より現代的な平均効用学説を相手取ったものである。それは、古典的功利主義の共感心理学を、普遍的立場交換の仮定の下での利己的選択に改造している。この点において、「公正としての正義」の利己的な人格に親和的である。批判の焦点は、普遍的立場交換や、均等確率の仮定に置かれる。モデルとしてエレガントな仮定であるが、歴史的経緯を背負った制度の正当化において提出すべき前提ではないとされる。

14章は「原初状態」に関して扱う。それは原理の正当化に臨む者が置かれた発話状況のことだが、そこに課せられた諸前提については、実に様々に解釈されたが、正しくは理解されては来なかった。まず最も論争の的となった「マクシミン・ルール」について。それは皆が期待するように、選択肢間の確率を知った上で、あるいは均等確率の仮定の下で、専ら最悪の事態を最大限改善するという、極端に安全嗜好な選択指針を課すことを狙ったものではない。ロールズは、別の側面を解釈として採用している。それは、確率使用を予め排除した場合の、自力で確保できる最大限を選択するよう課されたルールでもある。経済学（F・ナイトがその元祖）においては、確率が既知の状況を「リスク」、知りえない状況を「不確実」と呼び分けるが、原初状態は「不確実」下の選択なのである。では確率を強いて予め排除する理由は何か。それは、語用論の視点に立ち、原初状態における発話が、行動の「予測」ではなく、自らを拘束する「契約」や「約束」だからである。現実の結末がどうであれ、発話としては、「必ず実行します」が約束であり、「実行するかもしれません」は約束ではない。

続いて、正当化の前提であり、鍵概念である「公共性」「互恵性」「安定性」について、ロールズが拠って立つ文脈においてその内容を補足する。倫理学者は「善」や「べし」の用法にはうるさいが、これら用語の意味するところについては、余り関心を示さない。ロールズにおいては、これらの内容こそ問題である。「公共性」とは、原理が市民間の共有知識であることをさし、功利主義の「普遍性」と区別される。「互恵性」とは、「与えられたものを返す」、「ギブ・アンド・テイク」のことであり、功利主義における「他人は利己的、自分は利他的」という人格間の非対称性を、その中間を取ることで解消するものである。「安定性」とは、社会学のシステム理論や心理学の役割理論における鍵概念であり、ある役割が社会や自我の中において他の役割と整合的に存続する状態をさす。功利主義心理学において利他的人格が経験する葛藤に対峙させた概念である。

15章では、それまでの諸前提をふまえ、「公正としての正義」の正当化議論を、論点ごとに改めてまとめる。「正義の二原理」対「功利主義」、「正義の二原理」対「混合構想」が比較の論点である。

16章は、「財産所有民主主義」なる制度論について論じた。それはアメリカ政治思想界では忘れ去られているが、元来イギリス保守党の擁する経済体制論である。労働党の福祉国家論への対案として持ち出されていた議論である。ロールズの、イギリス留学土産の一つである。ところが皮肉にも、アメリカでは、議論をワントラック巻き戻し、ロールズを労働党福祉国家論の次元に置いて批判している。本章では、まず本来の財産所有民主主義がいかなる議論であったのか、確認する。社会主義的国有化・計画化への警戒と、市場経済の正当化がその根底にある。続いて、特に問題視された格差原理に関し、その背後にロールズが置く制度的前提を確認することで、読み手が勝手に想像する無軌道な運用を批判する。

17章は、『正義論』から『政治的リベラリズム』への経緯を追い、両著の間で「転向」があったという通説を批判する。実は『政治的リベラリズム』の議論の主要要素は、博士論文の中に既にそ

の雛形が存在する。博士論文に照らすと、『正義論』はその第二部、『政治的リベラリズム』はその第三部に該当する。「公正としての正義」の論点に即した、議論の理論の焼き直しなのである。

第三部は1993年刊行の『政治的リベラリズム』(*Political Liberalism*)について扱う。

18章では、まず「リベラリズム」なる用語の歴史の変遷を追い、ロールズが口にする際の意味は何であるのか、それがどこに由来するのかを確認する。実は『正義論』においては、そもそも「リベラリズム」なる用語が用いられていない。索引中にも存在しない。『政治的リベラリズム』におけるその用語の登場文脈は、ロールズ本人の参照文献を辿るなら、直接的には現実政治に呼応したものではなく、思想史研究における「共和主義の復活」に呼応し、対案として出てきたものである。当時の現実政治上の争点に直接的に刺激されて生み出されたものではない。

19章は、コミュニタリアンとの論争を分析する。1980年台以降のアメリカ政治思想界において最大の論争だが、ロールズに関する限り、その論点の主要部分は的外れであることを確認する。最も名高いのは、自我のあり方にまつわる論点である。M・サンデルが、ロールズの原初状態において描かれるそれを、「負荷なき自我」と表現し、その奇異性と、著作中における矛盾を指摘した。しかし、サンデルの描く自我はテキスト上で実際に描かれているものとは関係がない上、そもそもロールズの描くものは「自我」ではなく「人格」である。「人格」とはギリシア演劇の仮面に由来し、ローマ法を經由して西洋に拡散した概念である。多くの意味を派生させているが、ロールズにおいては今日の用語で「役割」に近い。はっきりそう述べている。その意味からして、もともと共同体の中における位置付け＝負荷を前提にしている。あるいは、「人格」とはまさに負荷そのものである。「自我」はその「人格」の束である。ロールズは「人格」と「自我」を当然の如く区別した上で、その関係を安定性という概念でもって改めて問うたところ、両概念の区別ができないサンデルにより、その「人格」は奇異な「負荷なき自我」を唱導するもので、後半に出てくる「自我」が「人格」と異なることをもって矛盾であると誤解されたのである。

20章は政治的構成主義を扱う。それは『正義論』から『政治的リベラリズム』への過渡期において、「カント的構成主義」として唱えられたもので、合理的直覚主義との対比において、立場が明確化されてゆく。それは思想史的に、中世普遍論争の「実在論対唯名論」の末裔であるが、ロールズは近代倫理学説である合理的直覚主義を専ら相手取って議論している。直覚主義に関しては、『正義論』でも博士論文でも採り上げ、批判していた。ロールズはその学説の構成要素を「原理多元主義」「原理の自明性を支える認識論的学説」に分解し、前者については拒否し、後者については原則容認、ただ多元連立する原理をウエイト付けできる場合もある、と主張していた。「公正としての正義」の二原理がそのウエイト付けの実例なのであった。『政治的リベラリズム』においては、前者が専らの議論の対象となる。というのは、それが直覚主義に固有のものではなく、功利主義にも形を変えて継承され、近代倫理学説に一貫して伏在する要素だからである。直覚主義の説く原理の自明性に関して、原理の客観性をいかなるものとするか、原理の背後に想定される人格をいかなるものとするか、道徳的推論における理性の役割、といった論点について、対比が行われる。

21章は「重なり合うコンセンサス」なる概念を取り上げる。そもそも『政治的リベラリズム』は「包括的教説」の多元の下でいかにして共存が成り立つか、という問題設定で始まるが、その問いに直接的に答えているのはこの概念だけである。これは博士論文のコンセンサス擁護論の焼き直しである。「包括的教説」とは、ロールズ用語だが、あらゆる問題に対し一度に解答を与える学説のことである。博士論文においては、自然科学の幼年期に特徴的な学説形態とされ、近代の実証主義的態度の下で自然とそれらの中での淘汰が進むと予測していた。しかしリベラリズムの下では、思想・

良心の自由ゆえにその共存共栄が不可避であり、「多元性の事実」は永続的なものとして承認される。多元性の下で包括的教説は如何にあるべきか、多元性とコンセンサスの不在は如何に異なるか、が議論される。

22章は、「正の善に対する優位」概念に関して論じる。『正義論』においても登場する概念であり、それに対する批判に回答するのが『政治的リベラリズム』における課題である。代表的批判は、コミュニタリアンや功利主義者によるもので、本論文では名付けて「権利直覚主義」と呼んでいる。

right を日本語で言う「権利」と理解し、good を「価値一般」と解することにより、「ある種の権利は価値判断を超越し、正当化不要」と解釈するものである。これに対しロールズは、good や right の意味を細かく区別し、「正の善に対する優位」の意味を、公的正当化における「包括的教説に対する共存の枠組みの拘束」へと特定してゆく。

23章は「公的理性(理由)」を扱う。『政治的リベラリズム』なる著作は、博士論文にみられた議論の理論を、『正義論』の論点に即しつつ、焼き直したもの、という側面がある。この「公的理性(理由)」の議論は、そうした側面を最も端的に表現する箇所である。包括的教説の多元下における共存はいかにして可能か、という問いに対し、公的発言様式を箇条書き風に提示することで答える。議論の理論からスタートしたロールズにおいて、理論的営為のエッセンスだとも言える。更に、ロールズの発言により、その理性(理由)のモデルが、アメリカにおける司法審査だと表明される。博士論文においても暗に覗かせていた事実だが、遂に正面切って告白されたことになる。B・アッカーマンやR・ドゥウォーキンらの議論を念頭に置きつつ、民主社会における司法審査の機能と正当性を論証している。

3 論文の意義

本論文の学界における貢献を箇条書きにすると、以下のようになる。

1、これまで手付かずのまま放置されてきた博士論文と論文「倫理的決定手続きの概要」を、読み解いたこと。ロールズ哲学の倫理学的基盤として、これまで僅かな記述から想像力を逞しくして展開されてきた「反省的均衡論」に代わり、「議論の理論」を打ち出した。

2、『正義論』の基本的ロジックとその含意を明らかにしたこと。それは自明の公理から原理を演繹ではなく、功利主義との二元比較であり、帰納法のカノンで言うなら「差異法」である。正義の二原理の文言は、比較に先立ちその一候補として提示されるのであり、結論において忽然と演繹されるのではない。基本的ロジックを理解せずして、著作全体の理解は不可能である。にもかかわらず、これまで全く疎かにされてきた。

3、言語哲学やメタ倫理学とロールズの関係性を明らかにした。前パラダイムについていかなる問題意識をもち、何を修正したのか、明らかにした。言語哲学に関して、ロールズは記号学の分類で言う語用論の立場に立っている。記号の意味を論ずるにあたり、その使用者の立場との関係を重視する。ただし『正義論』は語用論の黎明期に位置し、語用論の今日からすると意外なルーツである論理実証主義への警戒をそこでは表現している。メタ倫理学においては自然主義と直覚主義を問題視している。自然主義は、道徳命題は事実により正当化される、その事実は没価値的あるいは非道徳事実でなければならない、という二つのテーゼから成る。ロールズは前者を肯定するが、後者の可能性は否定している。直覚主義に関しては、原理多元主義、原理の自明性を支える認識論、に学説を分解し、後者は拒否しつつ、前者は肯定する。ただし、原理間の仲裁が可能な事例も

存在する、という立場であり、正義の二原理はその一例である。

4、『政治的リベラリズム』について、博士論文を視野に収めた上で、位置づけ直してみた。それは、『正義論』の論点に即した、「議論の理論」の焼き直し、という側面をもつ。「重なり合うコンセンサス」「公的理性」といった論点がまさにそうである。『正義論』が博士論文の第二部、『政治的リベラリズム』は第三部に相当する。

5、『正義論』における「マクシミン・ルール」の意味を、明らかにした。語用論の視点に立ち、契約や約束の発話内効力を表現したものである。

本論文の意義を、より広い視野で、政治思想・倫理学の現パラダイム全体との関係において捉えると、以下ようになる。

第一に、アメリカ現代政治思想・倫理学研究において、その受容のスクリーニング基準を手にすることができる。各理論家の議論の前提に伏在する欠陥を知っているわけだから、それら理論を相対視し、限界や射程を見定めることができる。日本人がそれらを摂取する際には、鵜呑みではなく、批判的受容や自律的対話につなぐことができる。

第二に、現パラダイムの欠陥や限界を知ることは、次なるパラダイムを見出してゆく手掛かりとなる。例えば、道徳言説の語用論的分析は、広大な未開拓分野である。その黎明期に位置する J・L・オースティンや J・サールのテキスト解釈や、is-ought 問題など少数の語の分析に狭く閉じこもるのではなく、無数に存在する具体的な言明の分析を一つ一つ積み上げてゆくことは、有望なプロジェクトである。哲学者は「哲学的でない」というだけの理由で拒否するのかもしれないが。また、ロールズの実像が無視され、代わって虚像が座標軸として機能し続ける事実の社会学的分析も、課題として残されている。